

飯田市営住宅の管理代行に係る公告

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 47 条第 1 項の規定に基づき、飯田市営住宅及び共同施設の管理を行う。

平成 28 年 3 月 18 日

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社

理事長 太田 寛



1 飯田市に代わって市営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 太田 寛

2 飯田市に代わって管理を行う市営住宅

飯田市営住宅等条例（平成 22 年市条例第 17 号）第 2 条第 1 号に定める市営住宅

名称	位置	構造	戸数	備考
大堤	飯田市座光寺 888 番地 1	簡平・簡二	106	集会所 1
北の原	飯田市松尾常盤台 107 番地	中耐	226	集会所 1
長野原	飯田市時又 127 番地 155	簡二	79	集会所 1
二ツ山	飯田市山本 6722 番地 1	木平・木二・簡平	130	集会所 1
三尋石	飯田市大瀬木 1971 番地 1	中耐	80	集会所 1
北方	飯田市北方 297 番地	簡平	2	身障者向け
平林	飯田市鼎切石 5119 番地 61	中耐	24	
黒田	飯田市上郷黒田 1408 番地 1	簡二	7	
飯沼	飯田市上郷飯沼 811 番地 1	簡平・簡二	6	
中郷	飯田市上村 410 番地 4	木平	2	
流宮	飯田市上村 413 番地 1	木平	2	
程野	飯田市上村 31 番地 1 他	木平	2	
上町	飯田市上村 641 番地 1 他	木平・木二	11	
下栗	飯田市上村 1295 番地 1	木平	2	
樋口	飯田市南信濃和田 762 番地	簡平	2	
押出第 1	飯田市南信濃和田 132 番地 1 他	木平	6	
押出第 2	飯田市南信濃和田 154 番地 1	木二	6	
夜川瀬第 1	飯田市南信濃和田 369 番地	木平	6	
夜川瀬第 2	飯田市南信濃和田 294 番地 1	中耐	12	

3 飯田市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 飯田市営住宅等条例に基づく事務

飯田市営住宅等条例の条項	業務の内容
第 13 条第 1 項及び第 2 項	住宅以外の用途での使用の承認に関する事務
第 15 条第 1 項	明渡しの検査等に関する事務
第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項	明渡しの請求等に関する事務
第 18 条	入居者の公募に関する事務
第 19 条	公募の例外による入居者の決定に関する事務
第 20 条第 1 項	入居資格者の許可に関する事務
第 22 条第 1 項	入居者の決定に関する事務
第 22 条第 2 項及び第 3 項	入居決定者に対する通知に関する事務
第 22 条の 2	入居申込者の介護状況調査に関する事務
第 23 条	入居に係る抽選及び選考に関する事務
第 24 条	入居補欠者等の決定に関する事務
第 25 条第 1 項から第 5 項まで	入居手続等に関する事務
第 26 条第 1 項及び第 2 項	同居の承認に関する事務
第 27 条第 1 項から第 3 項まで	入居の承継等に関する事務
第 29 条第 1 項から第 6 項まで	収入の申告等に関する事務
第 37 条第 1 項及び第 3 項	高額所得者に対する明渡しの請求に関する事務
第 39 条	収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務
第 40 条第 1 項	用途廃止等による入居者の入居期間の通算に関する事務
第 86 条第 2 項	市営住宅等監理員の任命に関する事務
第 87 条第 1 項	市営住宅等の検査に関する事務
第 88 条第 1 項及び第 2 項	収入状況の報告の請求等に関する事務

(2) 公営住宅法に基づく事務

公営住宅法による条項	業務の内容
第 21 条	修繕の実施に関する事務
第 27 条第 3 項	用途変更の承認に関する事務
第 27 条第 4 項	模様替え及び増築の承認に関する事務

(3) 市営住宅の管理に関して上記以外に併せて行なう業務

家賃、敷金、滞納家賃等の収納に関する事務
申請書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
その他市営住宅管理に必要な事務

4 飯田市に代わって市営住宅の管理を行う期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで